平成２９年（フ）第９号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満765番地３、開始決定時の住所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井549番地12
破産者　岸　　圭次
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２８年（フ）第６２８号
埼玉県新座市野火止６丁目21番41号　メープルホーム102号室
破産者　高木　　勇
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５４９号
埼玉県戸田市下前１丁目10番１―602号、破産手続開始時の住所さいたま市桜区西堀４丁目６番14―201号
破産者　千原　　昭
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４１４号
大阪府泉大津市宮町10番24号、開始決定時堺市西区鳳中町７丁４番地１メゾンソレイユ101号
破産者　金井　祐二
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
茨城県ひたちなか市東本町７番２号、開始決定時の住所茨城県日立市留町1070番地の６
破産者　高橋　松美
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第３６３号
大分県豊後大野市三重町小坂4113番地27
破産者　志賀　勝明
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６６号
北海道苫小牧市日吉町４丁目４番25号　マンハイム日吉303号
破産者　進藤　治美
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第３６号
茨城県ひたちなか市大成町47番14号
破産者　樋口　貴紀
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６１号
長野県伊那市高遠町上山田807番地
破産者　瀬戸　　茂
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第１８５号
岐阜県本巣郡北方町北方2300番地の３
破産者　川尻　　孝
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６９号
静岡県浜松市南区新橋町895番地の１
破産者　鈴木　博之
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２６２号
奈良県大和郡山市高田町９番地１　12―104
破産者　長原美代子こと　禹　　玉娟
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　届出破産債権者が一名もいない。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１１号
岡山県倉敷市福田町浦田2653番地43、開始決定時の住所岡山県倉敷市西阿知町1086番地13
破産者　原田　裕二
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
山口県美祢市伊佐町伊佐2809番地
破産者　野原　新吾
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第２６８号
香川県高松市円座町499番地１
破産者　堀上　和子（旧姓星川）
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７２号
愛媛県西条市丹原町丹原15番地
破産者　寺町　昌則
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１５９３号
北海道石狩市花川南５条５丁目29番地　ベイステイ204号
破産者　逢見　秀誉
1　破産債権の届出期間　平成29年12月27日まで
2　一般調査期日　平成30年１月23日午後３時30分
平成29年12月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８号
長野県松本市寿中２丁目18番５号
破産者　中鳶　和也
1　破産債権の届出期間　平成30年１月５日まで
2　一般調査期日　平成30年３月６日午前10時
平成29年12月５日　長野地方裁判所松本支部